



宮崎県立都城工業高等学校 いじめ防止基本方針（改訂版）



平成30年4月1日 施行

目次

はじめに	1
I いじめ問題に関する基本的な考え方	1
II いじめ防止のための内容	1
1 いじめ防止等に関する取り組み	1
2 いじめ防止の為の組織	2
(1) いじめ・不登校生徒等対策委員会の設置について	2
(2) いじめ・不登校生徒等対策委員会の役割について	2
3 生徒が主体となった活動	3
4 教職員が主体となった活動	3
5 早期発見	3
(1) 生徒観察	4
(2) 定期的・計画的なアンケート調査実施	4
(3) 家庭訪問や個人面談週間の設定	4
(4) いじめ・不登校生徒等対策委員会を中心とした取組	4
(5) 学校HPの活用	4
(6) 教育相談部を中心とした情報収集と対応について	4
6 早期対応	5
7 ネット上のいじめへの対応	7
III その他の留意事項	7
1 校内研修の充実	7
2 家庭や地域との連携	8
3 関係機関との連携	8
IV 重大事態への対処	8
V 資料	
(1) 資料1 「学校いじめ防止プログラム」	9
(2) 資料2 「相談室のご案内」	10
(3) 資料3 「いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン」	11
(4) 資料4 「教室や家庭でのサイン」	12
(5) 資料5 「学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント」	13
(6) 資料6 「いじめに対する措置」	17
(6) 資料7 「スマホ／ケータイ12の約束 ～都工PTA～」	19

はじめに

学校教育において、現在、いじめ問題が生徒指導上の喫緊の課題であり、さらに近年の急速な情報化の進展により、インターネット動画サイトの投稿や LINE、Facebook、Twitter などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）内での誹謗・中傷、カメラ機能付きスマートフォン・携帯電話によるリベンジポルノ被害など、いじめの内容は、日々変化しており、その対応は大変難しいものとなっています。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

このため、本校では、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布されたこと、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するための「いじめ防止基本方針」をここに定めるものであります。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該生徒が一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

本校のいじめ問題に関する基本的な考え方

- ①いじめは人権問題であり、絶対に許しません。
- ②いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- ③いじめ問題に対しては、学校・家庭・関係機関と密に連携を取り、万全の体制で対応します。
- ④いじめゼロの学校づくりに努めます。

II いじめ防止のための内容

1 いじめ防止等に関する取り組み

「学校いじめ防止プログラム」（資料1）を策定・実施し、以下の事項について取り組みます。

- (1) 全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成を図ります。
- (2) 心の通じ合うコミュニケーション能力を育むために、生徒が主体的に取り組む活動の機会を年間通して実施します。
- (3) 教職員が生徒達に対して愛情を持ち、生徒自身が自分を価値のある存在と認め、自己有用感を感じとれる心の居場所づくりに取り組みます。また、生徒が相談しやすい環境づくりに努め、いじめの早期発見を目指します。

2 いじめ防止の為の組織

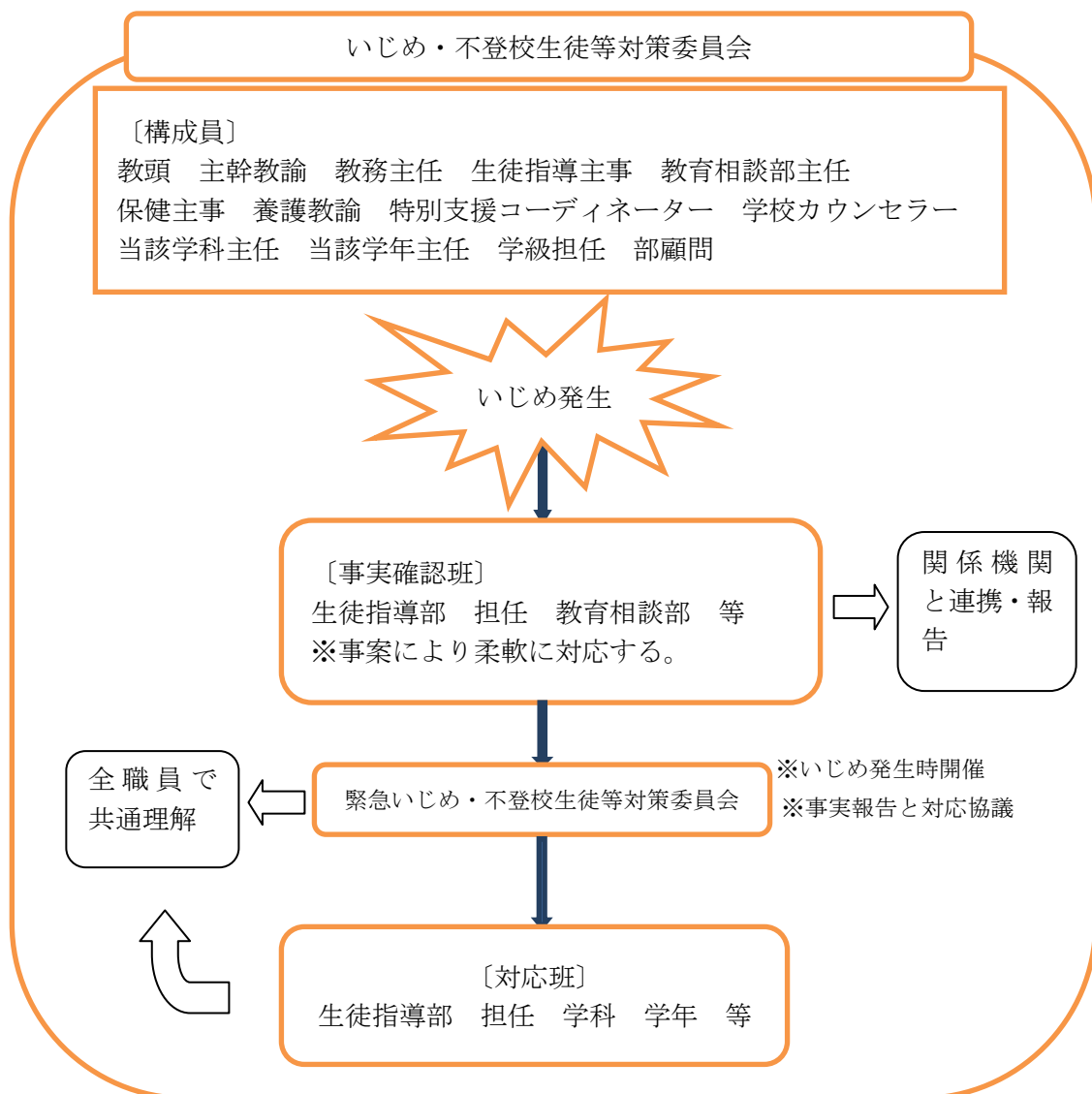
いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめゼロの学校作り」を目指して、学校の教育活動全体で組織的・計画的な取組を行う必要があります。

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ・不登校生徒等対策委員会」を設置し、このチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を実施します。また、組織が有効に機能しているか否かについて、アンケート調査や事案対応の見直し等で、点検・評価を行い、生徒の状況や実態に応じた取組を展開します。

(1) いじめ・不登校生徒等対策委員会の設置について

※定例にいじめ・不登校生徒等対策委員会は、月1回開催し、その内容や事案は、全職員に報告し、周知徹底します。

《いじめ・不登校生徒等対策委員会組織》



(2) いじめ・不登校生徒等対策委員会の役割について

- ① いじめに向かわない態度の育成など、いじめが起きにくいいじめを許さない環境づくりを行う役割【「学校いじめ防止プログラム」(資料1の策定)】
- ② いじめであるかどうかの判断を組織的に行う役割

- ③ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割（資料2「相談室のご案内」）
- ④ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握を行う役割
- ⑥ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑦ 「学校いじめ防止プログラム」の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑧ 「学校いじめ防止プログラム」に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑨ 「早期発見・事案対処マニュアル」の作成と実施状況の確認を行う役割
- ⑩ 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ⑪ いじめの防止等の対策を検討するにあたり、生徒の意見を積極的に取り入れるため生徒会との会合を企画する役割
- ⑫ その他
 - ・生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が生徒の前で取組を説明する等）を実施する。
 - ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにする。

3 生徒が主体となった活動

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育むために、生徒が主体的に取り組む活動の機会を年間通して実施します。
 - ホームルームでの話し合い活動の実施
 - 生徒会主催の歓迎遠足での異学年交流
 - 生徒会主催の球技大会の実施
 - 奉仕活動の実施

4 教職員が主体となった活動

- ・教職員が生徒達に対して愛情を持ち、温かい学級経営や教育活動を展開する中で、生徒自身が自分を価値のある存在と認め、自己有用感を感じとれる心の居場所づくりに取り組みます。また、生徒が教職員に相談しやすい環境作りに努め、学校生活のあらゆる場面において、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
 - 生徒達に自己存在感や充実感を与えるような学級経営の実施
 - 生徒の実態に応じたわかる授業の展開
 - 計画的な研究授業と授業研修会の実施
 - 個人面談週間の設定
 - 教育相談部の有効活用
 - 定期的ないじめ・悩みアンケート実施
 - 計画的な人権教育や情報モラル教育の設定
 - 外部講師による講演会の実施
 - 専門機関と連携した事例を活かした職員研修の実施

5 早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながります。その為に、日頃から教職員は生徒との信頼関係の構築に努めることが大切であり、生徒の小さな変化を察知し、いじめを見逃さない能力を向上させることが望まれています。

また、生徒情報を教職員間で共有し、保護者と連携して情報収集することも大切です。

(1) 生徒観察

学校教育活動全体を通して、全教職員で生徒の様子を観察し、いじめられた生徒、いじめた生徒の発信するサインを見逃さない。(資料3)

また、家庭での具体的なサインを保護者へ示し、情報の共有を図る。(資料4)

(2) 定期的・計画的なアンケート調査実施

生徒指導部のみではなく、各校務分掌と連携をとり、全生徒を対象にアンケート調査を行い、情報の共有を図る。

- 県下一斉のいじめアンケート実施
- 教育相談部の悩み調査実施
- 教育相談部の学校生活習慣アンケート実施
- Σ教育相談調査の実施

(3) 家庭訪問や個人面談週間の設定

全生徒を対象に、定期的に家庭訪問や面談期間を設定している。また、常日頃から教職員の生徒へ声かけ等を積極的に行うことによって、生徒から気軽に相談できる学校の雰囲気作りに努める。

- 年1回年度当初に全学年家庭訪問実施
- 年2回、個人面談週間の設定(全職員で対応する。)

(4) いじめ・不登校生徒等対策委員会を中心とした取組

上記の相談やアンケート調査結果のほか、担任を中心とした全職員のもっているいじめにつながる情報や配慮を要する生徒の情報を収集し、共有を図る。

- いじめ・不登校生徒等対策委員会での情報共有(月1回)
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 生徒気付きカードの有効活用(全職員向け月1回)
- 中高連絡会からの過去のいじめ事例

(5) 学校HPの活用

学校HP内で、全国のいじめに関する事例や本校でのいじめに対する取組等を情報発信することで、保護者や地域のいじめに関する意識向上を図り、家庭や地域でのサインに気付いた保護者からの情報収集を図る。

- いじめ防止に関しての取組の情報発信を行う。
- メール等での情報収集を図る。

(6) 教育相談部を中心とした情報収集と対応について

※ 本校のアンケートには記名式と無記名式の2種類がある。

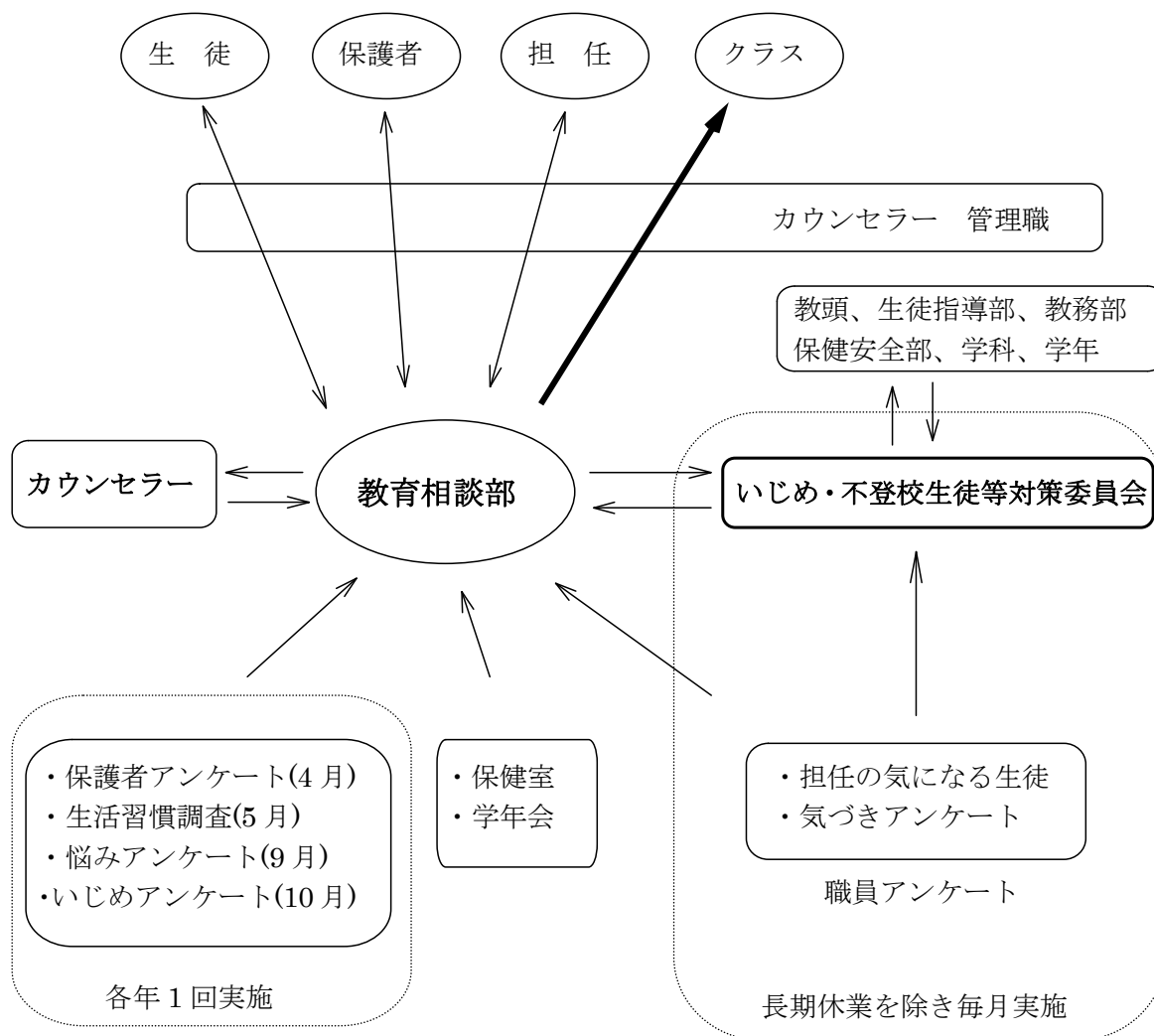
いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には、以下の通り対応していく。

〈記名式の場合〉

1. 教育相談部・担任からの通報を受け、いじめ・不登校生徒等対策委員会が中心となり、本人および関係者に対して個人面談を実施し事実の確認を行う。
2. 1と同時に、委員会が全体への再アンケートが必要性の有無を判断し実施する。
3. いじめ・不登校生徒等対策委員会が今後の指導方針を決定していく。
4. 生徒に「今は言えなくても、相談したい時はいつでも話を聞く」ことを伝える。

〈無記名式の場合〉

1. 教育相談部・担任からの通報を受け、いじめ・不登校生徒等対策委員会が中心となり、個人面談や再アンケート等の追跡調査を実施し事実の確認を行う。
2. いじめ・不登校生徒等対策委員会が該当クラスへの再実施の必要性を判断する。
3. 再調査が必要と判断された場合は、クラス全体に記名式の再アンケートを実施する。
4. 再アンケートの結果を受け、いじめ・不登校生徒等対策委員会が今後の指導方針を決定していく。
5. 生徒に「今は言えなくても、相談したい時はいつでも話を聞く」ことを伝える。



6 早期対応

いじめの兆候を発見した時には、問題を決して軽視することなく、早期の適切な対応を取ることが大切です。いじめられている生徒の精神的苦痛を取り除くことを最優先にし、同時にいじめを知らせてくれた生徒を絶対に守ることが大切となります。また、解決に向けては一人で抱え込まず、学年、学科及び学校全体で組織的に対応することが重要であり、合わせて、いじめ再発防止にも取り組む必要があります。本校では組織で対応するために「学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント」（資料5）、「いじめに対する措置」（資料6）を策定・実施します。

(1) いじめ発見・通報時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時、その場で、いじめを止めるとともに、その事案に関わる生徒に適切な指導をおこなわなければならない。また、直ちに担任、学年主任、学科主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告をする必要がある。

- ①いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒を最優先で絶対に守る。
他の生徒達の目に触れないように、場所、時間等に慎重に配慮する。

②事実確認と情報の共有

いじめ・不登校生徒等対策委員会組織で示した事実確認班を中心に、いじている生徒からいじめ行為を行うに至った経緯や心情などを聴き取る。また、周囲の生徒や教職員、保護者などの第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。尚、事実確認においては、事実に基づいて複数の教職員で記録を取りながら丁寧に行う。

把握すべき情報例

- ・誰が誰をいじているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・【場所と時間の確認】
- ・どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？・・【内容】
- ・いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・・・【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・【期間】

③再アンケートの実施

事実確認の段階で、いじめの実態等が明確に現れなければ、必要に応じて再アンケート調査を適宜に行う必要があり、その規模は学級、学年、学科、全校と柔軟に対応する。また、このアンケート調査については、いじめられた生徒やその保護者、関係機関に提供する場合があることも調査対象となる生徒や保護者に事前説明することが必要である。

④関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案や生徒の生命、身体、財産への被害などに関わる犯罪と認められるいじめについては、教育委員会や警察、地域の関係機関との連携が不可欠であり、その為には、管理職や生徒指導主事を中心として、日頃から学校や地域の状況について情報交換を行うことが大切である。

⑤出席停止・転学・退学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、生徒指導部が係会、生徒指導委員会を得て、出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で検討する必要がある。出席停止の制度は、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものであり、いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合やいじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

⑥継続指導・経過観察

いじめが解決したと判断しても、継続して生徒観察や支援を行うことが重要であり、学級担任・学年・学科・部顧問等と連携を密にし、情報の共有を図る。また、いじめられた生徒、いじめた生徒双方に学校カウンセラーや関係機関等の活用を含め、心のケアが必要である。

いじめ事案を教材とし、事例検証を行い、再発防止・未然防止のための実践計画を立て、「いじめゼロの学校づくり」への取組を強化する。

7 ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、全教職員が情報モラルに関する指導力の向上に努め、保護者と連携・協力して指導していく必要があります。また、「ネット上のいじめ」を発見した時は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応が大切であり、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、関係機関と連携して対応していきます。

ネットいじめ：文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。」掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載すること。

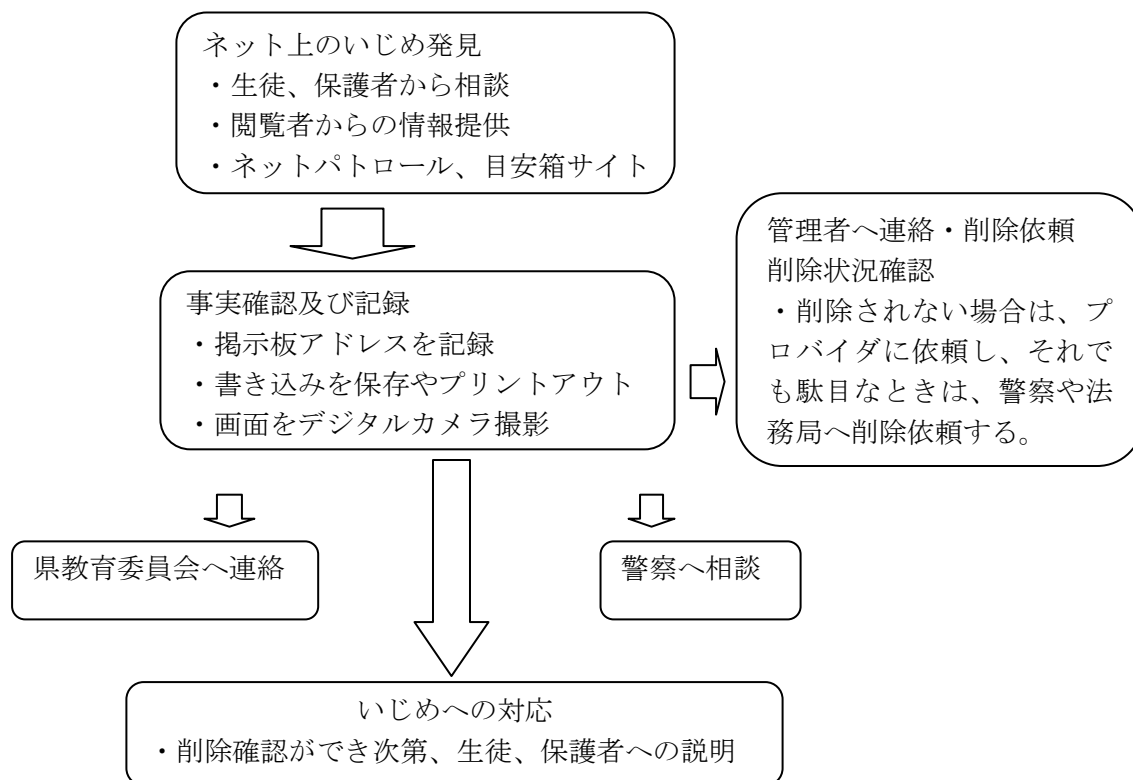
(1)未然防止

- ・PTA総会や保護者集会等で、保護者向け情報モラル研修の実施
- ・家庭のルール作りの徹底

【※資料7参照 スマホ/ケータイ12の約束～都工PTA～の活用】

- ・フィルタリング設定の徹底
- ・教科やHR活動、集会等での情報モラル教育の充実
- ・情報モラル教育に関する職員研修の実施

(2)対応の手順



III その他の留意事項

1 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、カウンセリング・マインドの向上を目的とした研修や具体的な事例研究会を計画的に行い、積極的なOJT (On-the-job Training) の実施等で、学校全体の指導力の向上に努めます。

2 家庭や地域との連携

本校におけるいじめへの対処方針や年間指導計画等を学校HPやPTA総会、保護者集会及び学校通信等を活用して公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めます。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや学校評議員、地域との連携促進を積極的に行い、学校と地域、家庭が組織的にいじめ防止及び対応ができる体制を構築します。

3 関係機関との連携

いじめ問題は、学校のみでの解決が困難な場合もあるため、常日頃の情報交換だけではなく、実際の対応についての助言や学校ができる事と関係機関ができる事を協議する中で明確にし、一体となって対応していきます。

(1) 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援、指導
- ・ 保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 教育相談体制の充実

- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用《教育委員会へ依頼》
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導、助言
- ・ カウンセリング依頼

IV 重大事態への対処

1 いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として捉え、直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する調査のための組織に全面的に協力することとします。

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により学校で判断する。

(3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという相談があったときは、その時点で重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。

2 事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の承諾を得た上で、個人情報保護に配慮しつつ、説明文書の配布や緊急説明会を実施します。また、マスコミ対応も考えられるので、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努めます。

資料 1

都城工業高校 いじめ防止プログラム（案）

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	P D C A
	学校行事	生徒が主体となった活動	特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
4	新入生オリエンテーション 情報モラル教室	生徒会による講話	<特>情報モラル①	学校基本方針の確認と目標の共有	保護者アンケート（無記名式）	毎週、学年会を実施し、学年内のいじめの状況について学年で情報共有 ↓ 毎月、いじめ不登校対策委員会で各学年のいじめの状況を報告し、組織的対応について協議 ↓ 職員会議で月一回全校のいじめの状況について報告し、情報を共有 ※緊急の事案については随時対策委員を 開催 ※アンケートの分析、取組の改善案作成 ※必要に応じてスクールカウンセラーに参加してもらう	P T A 総会 （基本方針の説明）	計画・目標作成
5	遠足 生徒総会	異学年交流 クラス内の絆づくり いじめ防止について取組決定			生活習慣調査（無記名式）			
6	人権学習 個人面談週間		<特>いじめや差別について考える <特>情報モラル②		個人面談①（全員） 教育相談（1年）		家庭訪問	
7	クラスマッチ	クラス内の絆づくり					三者面談での相談	職員アンケート
8				特別支援教育について			三者面談での相談	中間評価と取組の改善
9	体育大会	体育大会での絆づくり			悩みアンケート（記名式）			
10					県アンケート（無記名式）		学校基本方針について保護者・地域アンケート	
11	生徒会役員選挙		<特>障害者の理解	コンプライアンスについて				保護者・地域アンケートの分析
12	文化祭	文化祭での絆づくり					学校通信でのいじめ防止活動報告	
1	クラスマッチ(3年)	クラス内の絆づくり						中間評価と取組の改善
2			<特>偏見や差別について考える。命の大切さについて考える。				年間評価	
3	クラスマッチ(12年)	クラス内の絆づくり		今年度の反省と次年度取組事項の協議	個人面談②（1・2年）		次年度計画作成	

資料 2

保護者の皆様へ

宮崎県立都城工業高等学校

教育相談部

相談室のご案内

新年度がスタートして約2週間が過ぎました。

2・3年生は新しい担任の先生や学級役員、教科担任の先生方が決まり、クラスでの学校生活がいよいよ本格的に始まりました。1年生は新入生研修などがあり、新しい友だちに少しずつ慣れてきたころではないでしょうか。このまま全員が、新たな出会いを安心して豊かな人間関係に変え、1日1日の高校生活を充実して過ごすことを願っています。

しかし現実には、うまく対人関係が築けずにひとりでストレスをためこんだり、いろいろな事情から学校生活に意欲を失って休みがちになったり、クラスメートとの関係がうまくいかずに教室に入りづらくなったりする生徒が出てくることもあります。また悩みをひとりで抱え込んでどこにも相談できずにいる生徒もいるのではないかと思います。

このような生徒の相談に応じて、生徒をサポートするために、学校には「教育相談室」が設けられています。だれにも言えずにひとりで抱え込んでいる悩みや問題を、だれかに打ち明けて話すだけでも、ずいぶん落ち着いたり、冷静に自分を見つめたりできるようになるものです。またどうしても教室に入れなくなったり、学校に来づらくなったりした場合には、教室に帰るまでの一時的な避難の場所として相談室を利用することもできます。

ご家庭で、子どもたちが学校生活や友人関係で悩んでいるのではないかとと思われる場合には、担任の先生を通じてでも、直接来室しても、電話でもかまいませんので、相談室をご利用ください。4人の相談部員が保護者の方や生徒の相談をお待ちしています。

教育相談室は、1年生教室棟の西側の校舎の2階中央にあります。

学校の電話番号：0986—22—4349

相談部は次の4名が担当しています。

原 俊平 (理科)

轟木 秀一 (数学)

伊集院 正 (美術)

久保田 博美 (養護)



資料3

〇いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン〈例〉

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等のわすれものが目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料4

○教室や家庭でのいじめのサイン〈例〉

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記容儀等の貸し借り等が多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ時間が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料5

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

1 いじめの防止のための措置

(1) 学級担任等

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

(2) 教育相談部

- ・ いじめに向かわない態度の育成など、いじめが起きにくい環境づくりを行う
- ・ いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が生徒の前で取組を説明する等）を実施する
- ・ いじめ問題に関する人権教育の計画
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む
- ・ 外部講師による講演会の実施
- ・ 専門機関と連携した事例を活かした職員研修の実施

(3) 生徒指導部

- ・ いじめに向かわない態度の育成など、いじめが起きにくい環境づくりを教育相談担当と連携して行う
- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成
- ・ 中高連絡会からの過去のいじめ事例を把握する

(4) 養護教諭

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

(5) 管理職

- ・ 全校集会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 生徒が自己有用感が高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会等を積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

2 早期発見のための措置

(1) 学級担任等

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う
- ・ 生徒気づきカードの有効活用（全職員向け月1回）

(2) 教育相談部

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する

(3) 生徒指導部

- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

(4) 養護教諭

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

(5) 管理職

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

3 いじめに対する措置

① 情報を集める

(1) 学級担任等、養護教諭、教育相談部

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う

(2) 生徒指導部

- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ 加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

② 指導・支援体制を組む

(1) いじめ・不登校生徒等対策委員会

- ・ 事実確認班（生徒指導部・担任・教育相談部）の報告をもとに対処を協議する

- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握を行う
- ※被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制
- ※その保護者への対応
- ※教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
 - ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

(2) 生徒指導部

- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ 加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

(3) 教育相談部

- ・ いじめの被害生徒に対する支援やその保護者への対応を中心となって行う
- ・ 必要があれば直接の関係者（被害生徒・加害生徒）以外の生徒やクラスへの支援を行う
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ必要がある

③－A 生徒への指導・支援を行う

※いじめ・不登校生徒等対策委員会で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

(1) 教育相談部（いじめられた生徒に対応する教員）

（いじめられた生徒への対応）

学級担任等と連携して、

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添える体制をつくる
- ・ いじめられた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

（学級への対応）

学級担任等と連携して、

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

(2) 生徒指導部（いじめた生徒に対応する教員）

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る

- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの確に発散できる力を育む

(3) 学級担任等

(いじめられた生徒への対応)

教育相談部と連携して、

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

(学級への対応)

教育相談部と連携して、

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

(4) いじめ・不登校生徒等対策委員会

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③-B 保護者と連携する

(1) 学級担任等・教育相談部

(いじめられた生徒の保護者への対応)

- ・ 家庭訪問（学級担任・教育相談部を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

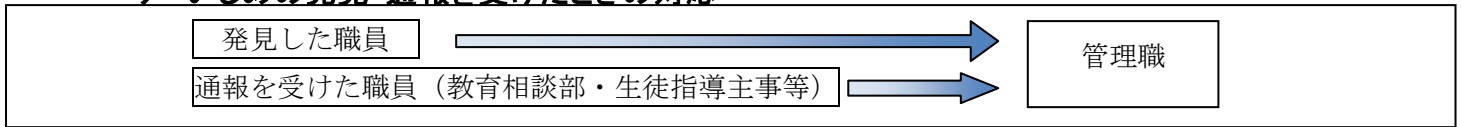
(2) 生徒指導部

(いじめた生徒の保護者への対応)

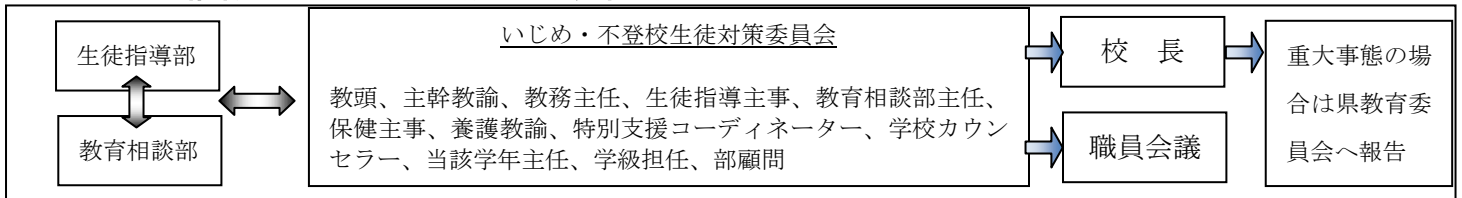
- ・ 家庭訪問（学級担任・生徒指導部を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有 ウ 調査・事実関係の把握



エ 解決に向けた指導及び支援

①いじめられた生徒とその保護者への支援 ※教育相談部を中核に実施

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全、安心を確保する ・心のケアを図る ・今後の対策について共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞き、今後の対策について、共に考える
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・家庭での対話や見守り等を大切にするなど協力を求める

②いじめた生徒への指導又はその保護者への支援 ※生徒指導部を中核に実施

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの背景や要因の理解に努める ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明を行います。

- ・心情に配慮する ・何か気がついたことがあれば報告してもらう
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不審等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

③いじめが起きた集団への働きかけ ※教育相談部・学級担任を中心に実施

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自己有用感が感じられる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

※いじめ不登校生徒対策委員会を中核に実施

①校長は県教育委員会への報告を速やかに行います

②生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

③必要に応じ福祉・医療等の関係機関に報告し、連携を取ります。

カ 継続指導・経過観察

※いじめ不登校生徒対策委員会を中核に実施

①家庭との連携を図りながら、全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

②被害生徒との面談を定期的に行い、いじめに係る行為が止んでいることと心身の苦痛を感じていないことの確認を少なくとも3ヶ月間は、いじめ不登校生徒対策委員会で行います。

資料 7

スマホ／ケータイ 1 2 の約束 ～都工PTA～

以下の約束事は、(生徒)_____と(保護者)_____との間で交わすスマホ／ケータイの使用契約書です。これは、私達があなたを守る為に、絶対必要です。約束を守ることができなくなった場合は、スマホ／ケータイの所有権がなくなります。以下の約束をゆっくり読んでください。

1. これは、私(保護者)が購入したので、私達からあなたに貸しているものです。
2. パスワードは報告し、毎月料金請求書が届いたら料金について報告して下さい。
3. 私達(親)からの電話は、必ずでること。
4. 学校には、持っていきません。学校は学びの場です。
5. 毎日 22 : 00 に私達に返却します。
使用時間は、学校から帰ってから 22 : 00 まで、休日は、8 : 30 ~ 22 : 00 までです。
6. 故障・破損・紛失は、自己負担です。機種変更する場合は、私に相談して下さい。
7. スマホ／ケータイを使って人を傷つけるような事(誹謗中傷的な書き込みや会話、面と向かって言えないこと)をしてはいけません。
8. アダルトサイトや出会い系サイトなど、犯罪につながる事は禁止です。
9. 公共の場では、マナーとルールを守って使うこと(電源オフ、マナーモード)。あなたも社会の一員です。
10. 他の人にあなたの大事な所の写真を送ったり、貰ったりしてはいけません。またコメント等を掲載することもいけません。
一度ネット上に出た情報は消えません。人生が壊れてしまいます。
11. 家族で出かけるときは、スマホ／ケータイ禁止です。家族の時間を大切にしましょう。周りに流されない、自分というものをしっかり持って行動して下さい。
12. あなたは、子供です。約束を破ることもあると思います。その時は、スマホ／ケータイ使用契約違反ですので、没収・解約します。そして、家族会議をしましょう。できれば、また契約を結びたいです。

以上の約束を守れるのであれば、以下の部分に、直筆でサインをしてください。

平成 年 月 日() 氏 名(生徒)_____